事　務　連　絡
令和８年 10 月 7 日

健康保険組合　御中

厚生労働省保険局調査課

令和８年度健康保険被保険者実態調査の実施について

日頃、医療保険の運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和８年 10 月８日付厚生労働省保険局長及び同調査課長名通知（以下、「実施通知」といいます。）にてお知らせしたところです。

調査票等の作成に当たりましては、課長通知の別添としております「健康保険被保険者実態調査実施要領」（以下「実施要領」といいます。）をご参照いただくとともに、特に以下の点についてご留意くださいますようお願いいたします。

１．調査票等の提出方法は、原則として e-Gov を用いた電子申請とし、これが困難な場合は、管轄の地方厚生（支）局へ磁気媒体又は電子メールにて提出する方法とすること。

電子メールで提出する場合は、個人情報保護等の観点から、パスワード付き zip ファイルで提出すること。パスワードは、当課より別途メールにて指定したものを使用すること。なお、メールの件名は以下のとおりとすること。

「【提出（組合名）】令和８年度健康保険・船員保険被保険者実態調査」

e-Gov による電子申請、磁気媒体又はメール提出のいずれの方法でも提出が困難な場合は、事前に厚生労働省保険局調査課まで相談すること。（実施要領 14 ページ参照）

２．前回調査から、実施通知を郵送ではなくメール送付で行うこととし、実施要領別紙４の抽出始発番号を組合一覧の形で記載している。各組合においては、自組合の始発番号を間違えないように十分注意すること。また、支部別に提出する組合においては、支部ごとに始発番号が異なる場合があるため、併せて注意すること。

３．調査票の作成に当たっては、「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」を利用すること（厚生労働省ホームページからダウンロードできる。）。これらのツールを利用して調査票ファイルを作成することで、被保険者証記号・番号が「事業所番号」「調査客体番号」に変換される。

なお、「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」のどちらか一方のみを利用すること。（実施要領 11 ページ参照）

４．ツールは最新のバージョンを利用すること。

５．提出するファイルは、添付書・調査票のみであり、「調査客体選定票」及び「被保険者証記号・番号対応リスト（※）」の提出は不要であること。

※「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」により作成される被保険者証記号・番号と事業所番号、調査客体番号の対応リスト

なお、「調査票等作成支援システム」により調査票を作成した場合、添付書・調査票のファイル名は「T_R08_XX_YYYYY_ZZ.csv」、被保険者証記号・番号対応リストのファイル名は「T_R08_XX_YYYYY_ZZ_〇_〇〇〇〇_〇〇〇〇.csv」となる。（XX は都道府県番号、YYYYY は組合コード、ZZ は支部コード）

６．「被保険者証記号・番号対応リスト」は、疑義照会時に必要となるため、報告書が公表されるまでの概ね１年程度保管しておくこと。同一の添付書・調査票ファイルであっても、「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」でファイルの作成処理を行うたびに異なる番号が付与されるので、複数回ファイルの作成を行った場合は、最後に作成された「被保険者証記号・番号対応リスト」を保管すること。

以上